

平成 24 年度 卸売市場機能強化対策事業
「一貫したコールドチェーン体制の整備に関する調査検討委員会」規約

第 1 条（委員会の名称）

本委員会の名称を、「一貫したコールドチェーン体制の整備に関する調査検討委員会」（以下「委員会」という。）とする。

第 2 条（目的）

委員会は、平成 23 年度および平成 22 年度に実施した「一貫したコールドチェーン体制の整備事業」において卸売業者が導入した低温管理施設の導入効果を検証するための調査を実施し、課題解決方策を検討することを目的とする。

第 3 条（検討事項）

委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 平成 23 年度および平成 22 年度に実施した「一貫したコールドチェーン体制の整備事業」の効果等の検証のための現地調査の企画、評価
- (2) 一貫したコールドチェーン体制の整備に当たっての市場関係業者自らの取組を促進するための指針
- (3) その他目的達成に必要な事項

第 4 条（委員会の構成）

- (1) 食品チェーン研究協議会会長は、有識者に委員会委員を委嘱する。
- (2) 委員会の座長は、委員の互選により選出する。
- (3) 委員会は、会長の承認を得て、必要に応じて部会を置くことができる。

第 5 条（委嘱期間）

委員の委嘱期間は、委員委嘱を承諾した日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

第 6 条（出席のための費用）

委員会出席のための旅費・交通費および委員謝金について、食品チェーン研究協議会の規程により支払うこととする。

第 7 条（事務局）

委員会の事務局は、食品チェーン研究協議会に設置する。

付 則

本規約は、平成 24 年 10 月 10 日より施行する。